

事務所だより

第98号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「仕事休もっ化計画」

年次有給休暇
取得促進期間

仕事と生活の
調和（ワーク・
ライフ・ balan
ス）のために、
厚生労働省では、
年次有給休暇を
取得しやすい環
境整備を促進す
るため、平成二
十六年度から十
月を年次有給休
暇取得促進期間
としています。

休むことの
メリット

休むことは、
従業員の心身の
疲労の回復とと
もに生産性の向
上など企業にとっ
ても大きなメリッ
トがあります。
仕事と生活の調
和（ワーク・ラ
イフ・バランス）

の実現のために、労働時間や
休日数、年次有給休暇の取得
状況など、従業員の健康と生
活に配慮し、多様な働き方に
対応したものへ改善すること
が大切です。

年次有給休暇
取得率が低い事情

労働時間等の設定の改善を
通じた「仕事と生活の調和」
の実現及び特別な休暇制度の
普及促進に関する意識調査
（平成二十八年）では、平成
二十七年の年次有給休暇の取
得率が四八・七％となり、五
割を下回っている状況です。

年次有給休暇の取得率が低
い理由として、従業員の全体
の約三分の二が年次有給休暇
の取得にためらいを感じてい
ます。

ためらいを感じる理由（複
数回答）では、『みんなに迷
惑が掛かると感じるから』が
七二・三％と最も多く、次い
で『後で多忙になるから』が
四六・八％、『職場の雰囲気
で取得しづらいから』が二一・

六％、『上司がよい顔をしな
いから』が一五・二％、『昇
給や査定に影響があるから』
が八・七％となっています。

公休にプラス一日

厚生労働省は、働き方・休
み方を変える第一歩として、
公休日に年次有給休暇を一日
組み合わせて連続休暇とする
『プラスワン休暇』を推奨し
ています。

例えば、土日や祝日が公休
日の企業では、前後のいずれ
かの日に年次有給休暇を取得
させると、最大連続四日の休

みを与えることができます。

（図参照）

この場合は、年次有給休暇
の計画的付与制度（※）を利用
することで対応が可能です。
企業や事業場の実態に応じ
た次のような方法で、年次有
給休暇の計画的付与制度を導
入してみませんか。
一、企業または事業場全体の
休業による一斉付与方式
二、班・グループ別の交代制
付与方式
三、年次有給休暇付与計画表
による個人別付与方式



走り続ける大切さも、
休む大切さも覚えた。

仕事
休もっ化
計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化
計画1

仕事と生活の調和のために、
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

休もっ化
計画3

話し合いの機会をつくり、
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組
（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 お盆 14.02	7
8	9 体育の日	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

（※）年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、
労使協定締結により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（図）
平成二十九年十月

『全国労働衛生週間』

六十八回目を迎えました

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の『労働衛生』に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的としています。昭和二十五年から実施され、今年で六十八回目になりました。

その年に合ったスローガンを掲げ、スローガンに沿った活動を行うために、毎年九月一日から九月三十日までを準備期間、十月一日から十月七日までを本週間としています。

今年のスローガン

**働き方改革で見直そう
みんなが輝く
健康職場**

準備期間に取り組み

重点事項

九月の準備期間では、次の重点事項に取り組みます。

- ① 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ② 化学物質による健康障害防止対策
- ③ メンタルヘルス対策
- ④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- ⑤ その他

- ・ リスクアセスメントやリスク低減対策
- ・ 労働衛生教育などの腰痛の予防対策
- ・ 職場における受動喫煙防止対策
- ・ 熱中症予防対策
- ・ 石綿ばく露防止対策

本週間に組みたい事項

十月の本週間では、次の事項を取り組みます。

- ① 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰

- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



十月の労務手続
「提出先・納付先」

一日～七日

○全国労働衛生週間実施期間

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、七月～九月

分）

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付＜延納第二期分（口座振替を利用しない場合）＞「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

9月分（10月納付分）から厚生年金保険料率が改定されます

厚生年金保険の保険料率が、平成29年9月分（同年10月納付分）から、0.118%（坑内員・船員は0.116%）引き上げられます。

厚生年金基金にも加入しているときは、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、掛金等は基金ごとに異なります。

【厚生年金保険料率（厚生年金基金加入者を除く）】

	現 行		平成29年9月分 （10月納付分）から
一般の被保険者等	18.182%	➡	18.30%
坑内員・船員	18.184%	➡	18.30%

編集後記

平成十六年十月から毎年度引き上げられてきた厚生年金保険料率は、今年度で固定化されます。

一方、『こども保険』という名目で新たな社会保険料を徴収する案が浮上しています。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>